

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

平成26年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月3日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 蕨 和 雄

1. 期 日 平成26年2月12日（水）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室

○平成26年2月12日

○現在議員5名で次のとおり

1番	金	塚		学
2番	佐	藤	修	二
3番	小	須	田	稔
4番	岡	村	芳	樹
5番	山	口	文	明

平成26年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成26年2月12日（水曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

8. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	山	口	文	明
副議長	佐	藤	修	二
1番	金	塚		学
3番	小	須	田	稔
4番	岡	村	芳	樹

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	蕨		和	雄
副管理者	小	坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤		實
主幹	関	口	喜	好
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	入	江		勲

○構成市町出席職員

佐倉市 環境部部長	渡	辺	尚	明
酒々井町 経済建設 担当参事	鈴	木	正	義
佐倉市 環境部廃棄物 対策課長	富	永	文	敏

○議会事務局出席職員氏名

総務課 課長補佐 (庶務係長)	坂	上	雅	敏
-----------------------	---	---	---	---

○連絡員

施設管理課 課長補佐	中	村	宏	之
総務課 総務係 主任	櫻	井	江	里
総務課 主任	高	石	潤	一

◎開会の宣告

(午後 1時30分)

○議長（山口文明） ただいまの出席議員は5人で、全員出席であります。

したがって、平成26年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

◎開議の宣告

(午後 1時30分)

○議長（山口文明） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山口文明） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成26年1月28日の議員派遣につきましては結果報告書の提出があり、これを受理いたしました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

さらに、行政報告について事務局より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。お許しをいただきまして当組合の一般廃棄物処理基本計画の策定につきまして報告いたします。

環境省の定めるごみ処理基本計画策定指針において、一般廃棄物処理基本計画は目標年次を概ね10年から15年先において概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切であるとされております。

組合の一般廃棄物処理基本計画については、諸条件の変動となる施設整備が必要となる時期においてその都度、計画を見直しして現在に至っております。

組合の施設は昭和62年から酒々井リサイクル文化センターを運営し、構成市町の人口、ごみ量の増加等に対応するため、その都度計画の見直しを行いながら、施設の整備、増設等によりごみの適正処理を図るべく対応してまいりました。

現行の一般廃棄物処理基本計画は平成19年度に策定いたしましたが、その後、5年を経過しております。

その間、四街道市から清掃組合への加入に係る協議の依頼があり、検討、審議を実施いたしましたが、ごみの処理形態、加入負担金、また、組合の周辺環境の変化等により考え方の整合が図れなかったことから、平成25年5月1日付にて四街道市から加入協議を断念する旨の回答があり、加入協議は白紙に戻すとの結論に至りました。

このことから、今後の組合におけるごみ処理につきましては、現状の佐倉市及び酒々井町を構成市町として継続することになりました。

平成19年度策定の現行の基本計画では、組合の施設整備は新たな施設を更新する計画となっておりました。

今回の基本計画では、構成市町の諸計画との整合性を図り財政状況を考慮する中、長期的なごみ処理体制を構築するための基本計画を策定するにあたり、佐倉市、酒々井町清掃組合施設整備検討委員会へ組合管理者より一般廃棄物処理基本計画の策定についての諮問を行いました。

国の方針では、一般廃棄物処理施設は耐用年数が短く、高額な費用を必要とすることから、既存の施設を有効利用し、施設の機能を効率的に維持することが求められており、委員会では施設の能力、財政負担等の想定による比較検討を行ない、既存施設の延命化を行うことが有効であるという答申を受け基本計画を策定いたしました。

詳しい内容につきましては、定例議会終了後の全員協議会において説明させていただきます。

以上で行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口文明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、金塚学議員、佐藤修二議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山口文明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（山口文明） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

なお、ご発言は着席のままをお願いをいたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（蕨 和雄） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。ただいまから本日提案をいたします議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は平成26年度清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、平成26年度におきましても引き続きごみの適正処理を確保しながら歳出の抑制に取り組んでおります。予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は13億4,231万2,000円で、前年度に比べて965万円の増額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市及び酒々井町の負担金並びにごみ処理に係る手数料でござ

います。歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要する経費及び施設建設に係る償還金であります公債費でございます。

議案第2号は、平成25年度清掃組合一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正額は、2,780万7,000円の増額補正であります。その主なものは、売却電力量の増加及び有価物の売払い単価の上昇による諸収入の増加による歳入の増額でございます。また、歳出におきましては、業務を精査したことによる委託料の減額でございます。以上のことに伴い、財政調整基金積立金を4,487万円増額し、25年度積立金総額を8,334万6,000円にいたそうとするものでございます。

また、平成26年4月1日から業務を行うため、通年業務を債務負担行為補正いたそうとするものでございます。

議案第3号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、平成25年千葉県人事委員会勧告に準じて、平成25年4月1日に遡及して若年層一般職職員の給料表の引き上げ及び技能労務職の給与の適正化を図るために、同職の最上級位である3級を廃止しようとするものであります。

議案第4号は、一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容は、平成25年4月から平成27年3月まで適用する6級、7級管理職に対する給料の減額措置が、退職手当に影響が及ばないことを明確にするため、文言の整理をするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げました。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（山口文明） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号、平成26年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。1ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

平成26年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算。

平成26年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,231万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表、歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表、債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月12日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページをごらんください。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金8億2,786万2,000円、2款使用料及び手数料3億6,088万5,000円、3款国庫支出金1,000円、4款財産収入7万7,000円、5款繰入金4,800万円、6款繰越金1,000万円、7款諸収入9,548万7,000円、歳入合計13億4,231万2,000円でございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。1款議会費76万2,000円、2款総務費1億5,924万8,000円、3款衛生費9億5,533万6,000円、4款公債費2億2,488万8,000円、5款諸支出金7万8,000円、6款予備費200万円、歳出合計13億4,231万2,000円でございます。

4ページをごらんください。第2表債務負担行為でございます。デジタル複合機賃貸借(その2)から浸出液処理施設管理業務委託(その2)までの5件につきましては消費税等の税率が、従来の5%から平成26年4月1日に8%に引き上げられることに伴い、債務負担行為で平成27年度以降にわたるものについて増額分等を新たに債務負担行為いたそうとするものでございます。

長寿命化計画策定業務委託につきましては施設整備関係の業務委託でございます。期

間は平成26年度から平成27年度まで、限度額は864万円でございます。

6 ページをごらんください。平成26年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書でございます。本年度予算と前年度予算の比較をのせてございます。右側の比較の欄をごらんください。1 款分担金及び負担金は1,212万6,000円の減額、2 款使用料及び手数料は434万円の減額、4 款財産収入は1万2,000円の減額、5 款繰入金600万円の増額、7 款諸収入2,012万8,000円の増額でございます。歳入合計といたしましては965万円の増額でございます。

7 ページをごらんください。歳出でございます。表の中央でございます比較の欄をごらんください。1 款議会費は48万円の増額、2 款総務費は492万円の増額、3 款衛生費は426万1,000円の増額、5 款諸支出金は1万1,000円の減額、歳出合計といたしましては965万円の増額となっております。

8 ページ、9 ページをごらんください。歳入の詳細でございます。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目1 節組織市町負担金につきましては、8億2,786万2,000円でございます。佐倉市の負担金は7億3,437万5,000円、酒々井町の負担金は9,348万7,000円でございます。負担金総額の平成25年度との比較につきましては1,212万6,000円の減となっております。

負担金の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料、1 節清掃手数料につきましては、ごみ処理手数料で3億6,088万5,000円でございます。10キロ当り350円で1万311トンの搬入量を見込んでございます。平成25年度との比較につきましては、ごみ搬入量を124トンの減、金額にいたしまして434万円の減額、1.2%の減でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節清掃費補助金につきましては、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助金といたしまして1,000円でございます。補助金額が確定していないことから、最少額での計上とさせていただきます。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目1 節利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子で7万7,000円でございます。

5 款繰入金、1 項1 目1 節基金繰入金につきましては、4,800万円でございます。

6 款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金につきましては、1,000万円でございます。

7 款諸収入、1 項1 目預金利子、1 節清掃組合預金利子につきましては、1,000円で

ございます。

2項1目1節雑入につきましては、9,548万6,000円で平成25年度と比較いたしますと、2,012万8,000円の増額、26.7%の増でございます。主なものにつきましては、1、鉄、アルミ等の有価物売払収入5,315万4,000円、3、リサイクル品販売収入154万2,000円でございます。10ページ、11ページをごらんください。4、園芸施設に供給しております蒸気使用料276万6,000円、6、売却電力料金3,794万1,000円でございます。平成25年度との比較でございますが、主なものとしたしまして、有価物の売却価格の上昇等により、有価物売払収入が1,272万7,000円の増額、売却電力料金の改定及び売却量の増加により売却電力料金が726万6,000円の増額となっております。

14ページ、15ページをごらんください。歳出の詳細でございます。1款1項1目議会費は、76万2,000円でございます。議会及び議会運営に要する経費を計上いたしております。議員報酬及び旅費が主なものでございます。平成26年度に行政視察を予定していることから、平成25年度と比較いたしまして48万円の増額、170.2%の増となっております。

18ページ、19ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の人件費、一般管理費等を計上いたしております。経常及び臨時を合わせまして1億5,915万9,000円でございます。平成25年度と比較いたしまして、492万1,000円の増額、3.2%の増となっております。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は、1億5,861万7,000円でございます。人件費につきましては、情報公開審査委員3名の報酬2万2,000円、特別職2名の給料12万6,000円、再任用職員1名を含む一般職職員18名の給料6,838万1,000円、職員手当等5,975万円及び共済費2,143万3,000円を計上いたしております。

委託料277万2,000円の主なものにつきましては、消防設備保守点検業務委託料123万8,000円及び例規検索システムデータベース業務委託料98万5,000円でございます。

使用料及び賃借料233万5,000円の主なものにつきましては、デジタル複合機賃貸借料87万2,000円でございます。

下段をごらんください。臨時予算54万2,000円でございます。特別旅費54万2,000円につきましては、行政視察に伴う旅費でございます。

20ページをごらんください。2項1目監査委員費8万9,000円につきましては、監査委員及び監査事務に要する経費を計上いたしております。監査委員2名の報酬及び旅費

の費用弁償が主な内容でございます。

24ページ、25ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費につきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上いたしております。経常及び臨時を合わせまして、9億5,307万8,000円でございます。平成25年度と比較いたしまして、415万9,000円の増額となっております。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は8億9,782万3,000円でございます。需用費の8,617万4,000円の主なものにつきましては、光熱水費が3,999万1,000円で、その内訳としましては、電気料金2,740万7,000円、水道料金1,153万6,000円、下水道料金104万8,000円でございます。

医薬材料費3,178万3,000円は、ダイオキシン類、塩化水素等を除去するための活性炭入り消石灰、ボイラー用薬品、排水処理用薬品等の購入費用でございます。

中段に移りまして、委託料6億1,581万円でございます。主なものをご説明いたします。各種分析調査業務委託料1,397万5,000円につきましては、施設の運転管理の状況を把握するため、ばい煙、ダイオキシン類、臭気、水質等の分析調査業務を委託するものでございます。

ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億1,920万5,000円につきましては、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。

焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料（その1）2,718万9,000円につきましては、A炉及びB炉の飛灰を再生処理及び施設までの運搬する業務を委託するものでございます。

焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料（その2）1億2,703万円につきましては、C炉及びD炉の飛灰を再生処理及び施設までの運搬する業務を委託するものでございます。

焼却残渣収集運搬処理業務委託料3,240万円につきましては、処分場の延命化を図るため残渣の処理及び収集運搬を委託しようとするものでございます。

ビン再資源化処理業務委託料2,838万3,000円につきましては、ガラスビンの再生化処理及び収集運搬を委託しようとするものでございます。

固化灰収集運搬処理業務委託料2,662万2,000円につきましては、セメント固化いたしましたA炉及びB炉の飛灰を最終処分場への埋め立て処分及び最終処分場までの運搬する業務を委託するものでございます。

カン再資源化処理業務委託料1,242万5,000円につきましては、収集いたしましたカンの分別及びプレス加工並びに売却業務を委託しようとするものでございます。

次に、工事請負費1億9,116万円の主な内容につきましては、ごみ投入クレーン、焼却炉及び廃熱ボイラー、排ガス分析装置、コンプレッサー及び浸出液処理施設等の整備工事を実施するものでございます。

続きまして、臨時予算は5,525万5,000円でございます。委託料1,198万9,000円の内容でございます。震災廃棄物処理業務委託料1,000円につきましては、震災廃棄物の処理業務を委託いたそうとするものでございますが、震災廃棄物については今後搬入される廃棄物の種別及び数量を特定することができないため、最小単位である1,000円での計上とさせていただきます。

循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料108万円、長寿命化計画策定業務委託料340万2,000円、ごみ処理施設整備基本計画及び基本設計業務委託料372万6,000円、環境影響評価業務委託料378万円につきましては、施設整備計画に係る業務委託でございます。

また、工事請負費4,320万円でございますが、ごみ処理施設機器整備工事及び昨年の台風26号による場内の法面補修工事を実施するものでございます。

2目センター運営費225万8,000円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費を計上いたしております。26ページをごらんください。運営費の主なものは、委託料204万8,000円で、佐倉市や酒々井町からの放置自転車あるいは粗大ごみとしての家具等を再使用するための再生業務を委託するものでございます。

30ページをごらんください。4款1項公債費、1目元金2億1,063万1,000円につきましては、平成14年度から16年度の100トン炉増設事業に伴う3件の地方債償還金の元金でございます。

次に、2目利子1,425万7,000円につきましては、元金同様に3件の地方債償還金の利子でございます。

1目元金及び2目利子を合わせますと2億2,488万8,000円で平成25年度と同額でございます。

34ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費7万8,000円でございます。これは、財政調整基金の利子分について基金に積立っていたそうとするものでございます。

38ページをごらんください。6款1項1目予備費は、200万円でございます。

40ページ、41ページをごらんください。平成26年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は7億3,437万5,000円、酒々井町の負担金の合計額は9,348万7,000円で、負担割合はそれぞれ88.71%、11.29%の割合となります。

次に、平成26年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございます。

(1)、事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出したしており、負担額は、合計で6億5,097万4,000円でございます。負担割合は、佐倉市88.52%、酒々井町11.48%でございます。

(2)、建設事業費負担金につきましては、予算編成時における当該年度の10月1日現在の住民基本台帳に基づき、佐倉市89.21%、酒々井町10.79%としており、負担額は合計で2億2,488万8,000円でございます。

(3)、調整負担金マイナス4,800万円につきましては、構成市町の財源補填分として、それぞれ事務事業費割にて負担金の調整をいたそうとするものでございます。

次の42ページから47ページまでは給与費明細書、48ページから49ページは債務負担行為に関する調書、50ページは地方債に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第3号でございます。1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第3号）

平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,780万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,056万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表、債務負担行為補正」による。

平成26年2月12日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。3款国庫支出金に1,000円を増額、7款諸収入に2,780万6,000円を増額いたそうとするものでございます。歳入合計、既定額14億5,275万9,000円に補正額2,780万7,000円を増額いたしまして、歳入合計を14億8,056万6,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費に212万9,000円を増額、3款衛生費から1,919万2,000円を減額、5款諸支出金に4,487万円を増額いたそうとするものでございます。歳出合計、既定額14億5,275万9,000円に、補正額2,780万7,000円を増額いたしまして、歳出合計を14億8,056万6,000円にいたそうとするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加でございます。内容につきましては、清掃組合事務局関係の平成26年度通年業務であり、平成26年4月1日から業務を行うために平成25年度中に契約事務をいたそうとするものでございます。業務全体の限度額を2億8,077万1,000円にて事業をいたそうとするものでございます。平成26年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

5ページ以降は、平成25年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては、8ページから説明させていただきます。8ページをごらんください。2、歳入でございます。補正項目のみご説明させていただきます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金につきましては、1,000円を増額補正でございます。内容につきましては、台風26号による災害等廃棄物処理事業費国庫補助金でございます。金額につきましては、現在確定していないことから、1,000円を計上いたそうとするものでございます。

7款諸収入、2項1目1節雑入につきましては、2,780万6,000円を増額補正でございます。内容につきましては、鉄、アルミ等の売却価格が上昇したことによる有価物売却収入の増額、売却量の増加による売却電力料金の増額でございます。

9節弁償金につきましては、平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に起因する対策について、発生する費用を東京電力株式会社へ請求していることから増額補正いたそうとするものでございます。なお、金額に

つきましては、支給額が決定していないことから1,000円を計上いたしております。

10ページをごらんください。3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。経常及び臨時を合わせまして212万9,000円の増額補正でございます。

表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は、199万1,000円の増額補正でございます。2節給料につきましては、6級管理職に対しまして平成25年4月から平成27年3月まで適用している給料の減額措置に伴い20万7,000円の減額補正でございます。

3節職員手当等につきましては、手当の支給に関する規則の改定等に伴い239万1,000円の増額補正でございます。

4節職員共済組合負担金につきましては、負担金率の改定により128万8,000円の増額補正でございます。

7節賃金につきましては、最終処分場非常勤職員を当初予定の2名から1名の採用に変更したことに伴い、149万7,000円の減額補正でございます。

12節役務費につきましては、電話通話の増加に伴い1万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、臨時予算13万8,000円でございます。15節工事請負費につきましては、ブラインド交換工事の契約差金に伴い8万2,000円の減額補正でございます。

18節備品購入費につきましては、来年度採用予定者の備品購入に伴い22万円の増額補正でございます。

12ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費でございます。1,919万2,000円の減額補正でございます。11節需用費のうち消耗品費につきましては、最終処分場用水中ポンプ等の購入に伴い100万円の増額補正でございます。

燃料費につきましては、焼却炉助燃バーナーの使用量の増加に伴い65万4,000円の増額補正でございます。医薬材料費につきましては、競争入札による契約単価の減額及び使用量が減少する見込みであることに伴い500万円の減額補正でございます。

13節委託料につきましては、廃棄物の処理及び処分方法の見直し等により委託内容を精査したことに伴い委託料全体で1,584万6,000円の減額補正でございます。

次に、14ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございますが、4,487万円を増額補正し、合計で8,334万6,000円を積立いたそうとするものでございます。平成25年度末財政調整基金残高につきましては2億9,926万

9,000円となる予定でございます。

16ページから21ページまでは給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

22ページをごらんください。債務負担行為で平成26年度以降にわたるものについての平成24年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成25年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。4ページでご説明させていただきました第2表、債務負担行為補正と同様の内容でございます。

23ページをごらんください。付表、平成26年度通年業務に関する一覧でございます。こちらは、4ページの第2表、債務負担行為補正で説明させていただきました事務局関係の平成26年度通年業務の詳細でございます。平成26年度当初から実施する事業で平成25年度中に入札契約を行う必要のあるものについて、活性炭入り消石灰購入から次ページのリサイクルセンター業務委託（その2）まで計15件を債務負担行為に追加いたそうとするものでございます。以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年2月12日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに改正条例を添付してございます。改正内容でございますが、給料表の改定及び技能労務職の給与等の見直しでございます。給料表の改定につきましては、平成25年千葉県人事委員会勧告において民間事業所との給与較差を解消するため、平成25年4月1日に遡及して若年層を中心とした給料表の増額改定の勧告を受け構成市である佐倉市においては給料表の改定をされております。

これらの条例につきましては、佐倉市議会11月定例会において可決され既に施行されております。

このことから、当清掃組合は給与等について佐倉市に準じていること、また、当清掃組合が定めた佐倉市、酒々井町清掃組合技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針により構成市に準じて見直しを行うこととしていることから、佐倉市と同様に給料表を平成25年4月1日に遡及して給料表を改正し合わせて技能労務職員の給料表のうち3級を廃止いたそうとするものでございます。なお、技能労務職員の給料表の3級の

廃止について、技能労務職から一般職への職種変更制度を導入し全員一般職へ職種変更したため、影響はございません。施行日につきましては、公布の日からとし平成25年4月1日からの適用とするものでございます。以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第4号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年2月12日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに改正条例を添付してございます。改正内容でございますが、一般職職員のうち6、7級管理職に対して平成25年4月から平成27年3月まで適用している給料の減額措置が、退職手当に影響が及ばないことを明確にするための見直しでございます。

給料の臨時減額条例は、職員の給料の支給額だけを減額するものであり、その減額は退職手当を含む各手当の算定には影響しないことを前提として制定されております。しかしながら、退職手当を支給する千葉県市町村総合事務組合から、給料の臨時減額条例は給料月額そのものに対する減額と解釈できると指摘されました。退職手当は、給料の臨時減額条例の影響はないものとして取り扱うべきであることから、この度の条例改正は解釈に紛れが生じないよう文言の整理をいたそうとするものであります。なお、佐倉市においても同様の改正を佐倉市議会11月定例会にて可決され既に施行されております。施行日につきましては、公布の日からとし給料の臨時減額条例の影響が及ばないよういたそうとすることから平成25年4月1日からの適用とするものでございます。以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口文明） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願ひいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認めます。

これより議案第2号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) 質疑はなしと認めます。

これより議案第3号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) 質疑はなしと認めます。

これより議案第4号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山口文明) 討論はなしと認めます。

討論は終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(山口文明) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(山口文明) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(山口文明) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（山口文明） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（山口文明） 以上をもちまして平成26年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時20分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 山 口 文 明

署名議員 金 塚 学

署名議員 佐 藤 修 二